

[事案 2019-283] 契約解除取消請求

・令和3年5月12日 和解成立

<事案の概要>

募集人から告知妨害があったことを理由として、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年9月にがんで入院し手術を受けたため、平成30年8月に契約した無解約返戻金型終身医療保険にもとづき、給付金を請求したところ、告知義務違反があったとして、契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、契約の解除を取り消して、各種給付金を支払ってほしい。

- (1) タブレット端末を使用して告知を行ったが、募集人が告知事項を読み上げ、タブレット端末への入力も募集人が行った。
- (2) 募集人は告知事項のすべてを読み上げていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人は、タブレット端末の告知事項を目視して確認している。
- (2) 募集人は、タブレット端末への入力を代行したが、告知事項のすべてを読み上げて、申立人の回答どおりに入力しているほか、申立人は最後に告知内容が一覧となっている画面を確認し、問題ないと回答した上で、自ら端末上で署名している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。